

「インフルエンザ」による 「出席停止期間」の基準が変更されました

平成24年4月、「学校保健安全法施行規則」が改正されました。



これまでは「解熱後2日が経過するまで」でしたが、
それに加え「発熱後5日が経過していること」も
条件になりました

例	●発熱	●発熱後（発熱の翌日を1日目とする）						
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
例1	 解熱	解熱後1日	解熱後2日	これまでの登校可能				
		出席停止（6日間）						
例2	 ▼解熱	解熱後1日	解熱後2日	これまでの登校可能				
		学校に登校後 発熱した場合	出席停止（5日間）					
例3	 ▼解熱	解熱後1日	解熱後2日	これまでの登校可能				
		発熱後2日で 解熱した場合	出席停止（6日間）					
例4	 ▼解熱	解熱後1日	解熱後2日	これまでの登校可能				
		学校に登校後 発熱した場合	出席停止（5日間）					

★一番短くても「5日間」は、学校を休まないといけません。

「インフルエンザ」と診断されたら、学校に連絡をお願いします。